

一般質問通告書

東村山市議会会議規則第 62 条第 2 項に基づき、下記の通り一般質問の通告をする。

2013 年 11 月 22 日

質問者 朝木 直子

東村山市議会議長殿

1 市内公園等の市有地の管理のあり方と問題点

(1) 市有地の管理と市民ボランティアとの関係について。

- ① 市有地の管理について、ボランティア市民の協力を得ているところは何箇所あるか。またその内容。
- ② それぞれについて、ボランティアの協力を得ることになった経過は。
- ③ ゴミ袋の支給やボランティア保険の加入など、それぞれの経費と内訳。
- ④ ボランティアの協力を依頼するかどうかの判断は、誰がどのような基準に基づき行っているか。
- ⑤ 特定少数の市民が優遇されているような現状は是正すべきではないか。
- ⑥ ボランティアへの対応については、ガイドラインなどに基づき、公平に行うべきと考えるが、見解を伺う。

(2) 公園・緑地等のボランティア登録の現状について

- ① ボランティアの登録人数と活動実態
- ② ボランティア登録制度の市民への周知
- ③ 市HPには「ボランティア活動を行うことにより、公園・緑地等を自己のために占有する等の権利をもボランティアに認めるものではありません。」とあるが、具体的にどのような事態を想定しているか、また実際に事例はあるか。
- ④ ガイドラインの作成が早急に必要だと考えるが、進捗状況と課題を伺う。

(3) 植樹等について、市民の理解を得るためにどのような対応をしているか。

- ① 植樹や樹木の移設、伐採などについて、近隣(特に直近)住民への周知・説明はどのように行っているか。
- ② これまで、植樹や樹木の移設・伐採などについて市民から意見や苦情等は何のようなものがあつたか。またどのような対応をしたか。
- ③ 街路樹等、市管理の樹木の植樹や管理について、市民(特に近隣住民)の理解を得るための課題をどのように考えているか。

(4) 以上について総括的に伺う。

2 当市における障がい者優先調達推進法の運用について

今年4月から「国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障がい者優先調達推進法)」が施行された。

9月の代表質問に対して「国・東京都の方針に基づき、当市としても基本方針を定めるべく、関係所管による協議を開始しているところでございます。」との答弁であったが、以下伺う。

(1) 当市の基本方針の策定はどこまで進んでいるか。以下について伺う。

- ① 法制定による当市の取り組みの基本方針を伺う。
- ② 法により、優先調達対象となる当市の物品購入や業務発注はどのようなものになるか。
- ③ 発注対象となる施設は何か所あるか。業種ごとに。
- ④ 現在、当市が障がい者施設等に発注している業務や物品はどのようなものか。それに対して法の対象となる物品購入や発注はどのようなものか。
- ⑤ 法により、障がい者施設等に優先的に発注する場合は随意契約となるか。その場合、価格の適正さや施設間の公平性はどのように担保するか。
- ⑥ 法の運用について、課題となることはなにか。
- ⑦ 以上について、総括的に伺う。